

鹿児島県歯科口腔保健推進協議会設置要領

(目的)

第1条 県民の生涯を通じた歯の健康づくりを促進するため、関係機関が相互に連携し、歯科保健対策を推進する鹿児島県歯科口腔保健推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所管事項)

第2条 協議会は、次の事項について協議する。

- (1) 歯科口腔保健の推進に関する事項
- (2) 鹿児島県歯科口腔保健計画に関する事
- (3) 関係団体との協力・調整等に関する事項
- (4) 8020運動推進特別事業の事業計画及び評価に関する事項
- (5) その他必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、別表1に掲げる団体のうちから知事が委嘱した者並びに鹿児島県教育長及び鹿児島県くらし保健福祉部長をもって組織する。

2 協議会に会長1名、副会長1名を置く。

会長は鹿児島県歯科医師会、副会長は鹿児島県8020運動推進員連絡協議会のうちから委嘱をされた委員とする。

3 会長は会務を総括し、協議会を代表する。

4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 協議会の会議は会長が招集し、これを主宰する。

(意見聴取)

第6条 協議会は、必要に応じて学識経験者及び関係者から意見を聴取することができる。

(実務関係者検討会)

第7条 各ライフステージに応じた具体的対策について検討を行うため、協議会のもとに、実務関係者検討会を置くことができる。

2 実務検討会の詳細については、別に定める。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、鹿児島県くらし保健福祉部健康増進課において処理する。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は会長が定める。

附 則

この要領は、平成9年7月31日から施行する。

附 則

この要領は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年8月27日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年9月30日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年 6月14日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成25年7月31日から施行する

2 この要領の施行の際現に委嘱されている委員及び就任している会長については、改正後の要領第3条により、委嘱又は任命されたものとみなす。ただし、その任期は、要領第4条にかかわらず、平成25年9月30日までとする。

附 則

この要領は、平成29年 4月21日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年 4月 1日から施行する。

【別表1】

団 体
鹿児島県歯科医師会
鹿児島県8020運動推進員連絡協議会
鹿児島県医師会
鹿児島大学医学部歯学部附属病院（歯科担当）
鹿児島県看護協会
鹿児島県歯科衛生士会
鹿児島県栄養士会
鹿児島県市長会
鹿児島県町村会
住民代表
鹿児島労働局